

◎国際通貨基金及び国際復興開発銀行

への加盟に伴う措置に関する法律等

の一部を改正する法律

(平成二十三年三月三十一日法律第一〇号)

一、提案理由(平成二十三年三月三十一日・衆議院財務金融委員会)

○野田国務大臣

………(略)………

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会は、平成二十年からの世界金融経済危機に対応し、G20サミットからの要請も踏まえ支援を拡大するなど、大きな役割を果たしてまいりました。これらの国際金融機関が早急に資金基盤を充実させ、世界金融経済の安定に引き続き寄与できるように

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

う、昨年、G20サミットの合意を踏まえ、各機関において増資を行うことが合意されました。また、これにあわせ、国際通貨基金、国際復興開発銀行及び国際金融公社においては、途上国、新興国の発言権を強化するため出資シェアの見直しが合意されました。

政府においては、各機関における増資の重要性にかんがみ、第二位の出資国として増資の早期実現に積極的に貢献していくため、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正であります。

この改正は、我が国から国際通貨基金への出資額を定めている規定について、現行の百五十六億二千八百五十万特別引き出し権に相当する金額を三百八億二千五十万特別引き出し権に相当する金額に改めるとともに、国際復興開発銀行に対し、三十八億四千四百四十万協定ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであります。

第二は、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正であります。

この改正は、国際金融公社に対し、二千百三十六万合衆国ドルの範囲内で、新たに出資を行うことを政府に対して授權する

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律

三〇

規定を追加するものであります。

第三は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正であります。

この改正は、国際開発協会に対し、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内で、新たに投資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであります。

以上が、関税率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十三年三月二五日)

○石田勝之君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加

盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるものであります。

.....(略).....

各案は、去る三月十八日当委員会に付託され、二十二日、野田財務大臣、自見国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、関税率法等の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十三年三月三一日)

○藤田幸久君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措

置に関する法律等の一部を改正する法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、震災被害に関する各種の財政・金融上の措置を充実する必要性、税関の体制整備の必要性、国際金融機関に対する出資手続と損失の発生状況、金融機関のコンサルティング機能を強化する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、関稅定率法等改正案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法等改正案はいずれも多数をもって、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。